令和４年９月２６日

会　員　各　先　生

草 加 八 潮 医 師 会
会長　内　藤　毅　嗣

（国保連合会）HbA1ｃ検査等の減額査定及び他検査について（情報提供その２）

初秋の候　先生方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和４年８月２３日付にて情報提供させていただきました「(国保連合会）HbA1c 検査の減額査定について（情報提供)」につきまして、情報の一部訂正及び他検査の最新情報をお知らせいたします。

HbA1c 検査について（一部訂正があります）

1)「糖尿病」の確定病名があれば毎月検査可能です。

2)「糖尿病疑い」の場合は、3 か月に 1 回となります。
　毎月「糖尿病疑い」の病名を記入しても縦覧によって査定となります。

3)「境界型糖尿病」については今回回答が得られませんでした。

BNP について

心不全疑いの場合は 2 か月に 1 回程度

甲状腺検査

疑い病名の場合は 3 か月に 1 回

甲状腺機能異常（亢進症・低下症）の場合は月 1 回

免疫チェックポイント阻害剤使用時には月 2 回程度まで